

令和 7 年度 第 1 2 2 回赤穂義士祭
出店者募集要項
(市内限定)

赤穂義士祭露店出店事務局

赤穂義士祭奉賛会

令和7年度 第122回赤穂義士祭出店者募集について（市内限定）

赤穂義士祭における、露店出店者を募集いたします。

出店条件等は、下記のとおりですので、熟読承知のうえ出店希望者は申込を行ってください。

この募集要項は、赤穂市内の事業所等に限定した募集に関するものです。本要項の応募資格に該当しない場合は、「令和7年度 第122回赤穂義士祭出店者募集要項（一般）」をご覧ください。

出店者募集要項

1. 基本事項

- (1) 祭礼日 令和7年12月14日（日）
出店時間 10：00-16：00
(出店時間中は、会場内に車の乗り入れはできません。)
交通規制時間 9：00-17：30
パレード行事時間 10：00-15：00
- (2) 出店場所 赤穂市加里屋「駅前通り・中央通り」指定エリア（別紙のとおり）
(赤穂義士祭露店出店事務局（以下、「事務局」という。）が指定した場所に限ります。区画については、抽選により決定します。)
- (3) 募集店舗数 15店（市内限定分について）
*店舗数は実際の配置状況等により前後することがあります。
- (4) 出店ブース概要 横（幅）3.8m×奥行 2.0mを限度とし、現場の安全面に留意して出店者が設置。
- (5) 応募期間 令和7年10月27日（月）～10月31日（金）消印有効
*応募期間外に提出された申請書につきましては、受付をおこなわずに不受理扱いとして返却・返送いたします。ただし期間内であっても、申請件数が30件に達した日付で締切りとし、郵送についてはその日の消印分までを受理し、以降の申請書は不受理扱いとして返送することをご承願います。締切りにつきましては、赤穂市ホームページにおいて告知しますのでご確認ください。
- (6) 抽選会 公開抽選会を実施し、出店者及び出店区画を決定します。抽選は事務局で行い、抽選結果等は後日申請者に郵送で通知します。（抽選会への参加は任意です。）
日時：令和7年11月5日（水）10：00～
場所：赤穂市民会館2階 第3会議室（赤穂市加里屋中洲3-55）
*抽選会は、別途募集する一般分の露店募集に関する抽選会と同日・同会場でおこないます。
*抽選会では市内限定分の抽選を先に実施し、北側の区画から順に配置を決定するものとします。
- (7) 申請方法 第122回赤穂義士祭出店申請書兼誓約書（市内限定）に必要事項を記

入のうえ、添付書類（申請書に記載）および返信先を記入し郵便切手（110 円）を貼った返信用封筒（長形 3 号）を添えて、持参若しくは郵送（簡易書留）により応募期間内に提出してください。

複数の申請書の返信先を 1 箇所として、1 枚の返信用封筒で行うことは可能ですが、どの申請書についての返信用封筒であるか、明確にしてください。なお、複数の申請書の返信先を 1 箇所として、1 つの封筒とする場合は、返信用封筒を、郵便切手（140 円）を貼った封筒（角形 2 号封筒）としてください。

申請書は、赤穂市ホームページからダウンロードすることができます。

- (8) 申請先 赤穂義士祭露店出店事務局（神戸新聞事業社姫路支社内）
〒670-0964 姫路市豊沢町 78 TEL 079-285-2701
- (9) 出店負担金 金 20,000 円（出店決定後に別途指定口座への振込）

2. 出店応募について

- (1) 申請者は、普段より赤穂市内で活動されている赤穂市内の個人、法人及び団体に限ります。

※個人及び団体については、個人及び団体の代表者の身分証明書写しの住所が赤穂市内であることで、赤穂市内の個人及び団体とみなします。

※法人については、登記事項証明書（発行 3 か月以内）に記載の所在または主たる事務所が赤穂市内であることで、赤穂市内の法人とみなします。

※法人及び団体による申請をおこなう場合、申請書の氏名欄には、法人及び団体の代表者名を記入してください。（同一の法人及び団体から代表者名をかえるなどして複数の申請がなされた場合、その申請の全てを無効とします。）

※上記の要件を満たす場合でも、市内での活動実績を考慮し、普段より赤穂市内で活動されていると判断できない場合には、市内限定での申請をお断りいたします。

- (2) 販売品目は 1 区画 3 品目までとします。

※営業許可が必要な飲食と、営業許可が不要な物販（一部飲食含む）併用の申込みはできません。

- (3) 1 申請者につき 1 件のみの申請とします。同一の申請者が複数の申請をした場合は、その全てを無効とします。

※申請者は申請時に満 18 歳以上の方（高校在学学生不可）に限ります。

※同一の申請者が、別途募集している義士祭露店の一般募集分と同時に申請をした場合は、その全てを無効とします。

- (4) 食品を調理・販売する出店者は、食品衛生法に基づく露店の営業許可を持つ者とします。（臨時出店届による出店は認めません。）

※赤穂市の場合、兵庫県健康福祉事務所（保健所）の営業許可が必要です。兵庫県外で交付されたもの及び神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市で交付されたものは、赤穂市では営業の対象外となりますのでご注意ください。）

【赤穂市を管轄する兵庫県健康福祉事務所】

兵庫県西播磨県民局赤穂健康福祉事務所（保健所）

赤穂市加里屋 98-2 TEL 0791-43-2937

※すでに露店の営業許可を有する者で、保健所等に問い合わせたい事項がある場合には、営業許可を発効した保健所等へお問い合わせください。

- (5) 兵庫県暴力団排除条例及び赤穂市暴力団排除条例に基づいて、出店を決定した後であっても、これを取消し、出店をお断りする場合があります。
- (6) 出店申請書提出後の、出店申請者の変更は認めません。
- (7) 販売品目は、営業許可の範囲内の品目とします。販売品目の変更は11月18日（火）まで可能とします。ただし、販売品目の変更は申請時に添付した露店の営業許可証の写しの、営業許可の範囲内の品目に限ります。
- (8) 出店申請書については、以下の書類を添付してください。

- ①個人の場合 ・出店に従事する者の運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類写し（カラーコピー）

※マイナンバーカードのコピーを提出される場合は、必ず表面のみ提出ください。

- ②法人の場合 ・登記事項証明書（発行3か月以内）
・出店に従事する者の運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類写し（カラーコピー）
- ③団体の場合 ・出店に従事する者の運転免許証等の顔写真付きの身分証明書写し（カラーコピー）

- ④食品の調理、販売を行う場合 ・露店の営業許可証の写し

※露店の営業許可証と、申請者の名義が異なる場合は、出店を許可しません。

- ⑤市内活動のわかる資料（例：規約、定款、会則、市内活動実績表 等）

- (9) 未成年者を営業補助に従事させる場合は、未成年就業承諾書を提出してください。
兵庫県の青少年愛護条例に基づき、午後11時～午前5時は自宅にいるよう努めてください。

3. 出店条件及び店舗運営について

- (1) 赤穂義士祭の趣旨にそぐわないと事務局又は赤穂義士祭奉賛会（以下、「主催者」という。）が判断した場合は、出店をお断りします。また、途中でであっても出店を中止していただきます。
- (2) 移動販売車による販売は認めません。
- (3) 出店日当日は、現場確認を実施します。主催者が交付する出店許可証を必ず持参し、店舗正面の見やすい箇所に掲示してください。出店内容に変更がある場合は、速やかに変更の申し出を行うようにしてください。なお、やむを得ず当日人員の変更がある場合は、変更者は運転免許証等顔写真入り本人確認書類を必ず携帯してください。（原本を持参及びカラーコピーを提出すること）
- (4) 出店時間（10：00～16：00）を厳守し、交通規制解除時刻前（17：00）までに撤収完了してください。なお、出店者用駐車場は主催者では用意しません。申請者において確保してください。
- (5) 出店区画については、主催者がエリアを設定し、その区域内で抽選により指定します。出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利譲渡及び交換は禁止します。販売品目が隣同士で重複した場合であっても、主催者は出店を辞退する以外苦情は一切受け付けません。
- (6) 出店区画は、横（幅）3.8m×奥行 2.0mを限度とし、出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。

- (7) 出店に必要な機材、装備等は全て出店者で準備願います。なお、発動発電機の持ち込みは厳禁とし、その代替として電気設備は主催者にて準備します。(ただし、1 店舗につきコンセントは2口用意し、合計 1500W を上限とします。配線はブース付近までとし、使用機材との接続は出店者で行ってください。) 発動発電機の持ち込みを発見した場合は、次年度以降の出店をお断りします。
- ※電気容量 1500W を超える場合、別途追加配線の必要がありますので追加費用が必要となります。(1口 1500W 5,000 円)
- 尚、電気容量オーバーによる停電は、自店舗だけでなく近隣店舗の停電にもつながりますので、申請電気容量を厳守してください。停電等いかなる場合においても営業補償は行いません。
- (8) ゴミ等の処分は、出店者の責任でお願いします。油等を使用する店については、必ずブルーシートを敷くなどの養生を行うようにしてください。また、終了後、必ず出店場所を清掃し、ゴミ等は必ず持ち帰ってください。不備がある場合は、再度清掃をお願いすることがあります。
- (9) 露店での食品衛生管理に注意するほか、プロパンガス等火気を使用する露店については、消火器を必ず準備してください。
- (10) 食品を販売する出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者自らが自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないよう十分注意すること。衛生管理などについては、出店者の責任において対応してください。
- (11) 出店にあたり発生した事故及び飲食販売に起因する全ての事項について、出店者が責任を持って解決してください。
- (12) 事務局、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- (13) 天候や来場者数など、いかなる理由であっても主催者は営業に対する補償を一切行いません。主催者の都合によりイベントを中止する場合は、出店負担金のみ返金します。(道路使用許可申請に必要な兵庫県収入証紙 2,000 円は返還できません。)
- (14) 出店許可となった出店者は、赤穂警察署長に対し道路使用許可申請を行い、許可を受ける必要がありますので、別途指定する期日までに事務局まで必要な書類等を提出してください。許可がない場合は出店することができません。
- また道路使用許可申請に必要な兵庫県収入証紙 2,000 円は出店者で用意してください。
- (15) 道路使用許可申請書の提出があった場合においても下記に該当する場合は道路使用許可申請を行いません。また、当選も併せて取り消します。
- ①書類に不備がある場合(修正等に応じない場合及び期日までに修正できない場合)
 - ②別途指定する期日(11月18日)までに出店負担金の納付がない場合
 - ③兵庫県収入証紙 2,000 円の同封がない場合
 - ④露店等の開設届出書の提出がない場合(火気を使用する露店に限る)
 - ⑤自己(申請者)及び営業補助者又は自社並びに自社の役員及び関係者等が暴力団密接関係者であると判明した場合
 - ⑥その他出店を認めない事由が発生した場合
- (16) 出店時間中、出店申請者は店舗内に常駐し、事務局・主催者や警察対応、クレーム対応などの現場対応を確実に実施してください。出店申請者が常駐できていないと

事務局又は主催者が判断した場合は、次年度以降の出店をお断りします。

4. 今後のスケジュール

- 結果の通知及び関係書類送付 抽選会（11 月 5 日）以降
- 道路使用許可申請書及び兵庫県収入証紙提出期限 11 月 18 日（火）17：00 必着
（出店負担金納付期限）
（露店等の開設届出書提出期限）※火気を使用する場合
- 道路使用許可一括申請（事務局→警察）
- 出店受付（許可者） 12 月 12 日（金）13：00～17：00
12 月 14 日（日） 7：00～ 8：45
※上記の日程により、赤穂市役所産業振興部観光課窓口前
（兵庫県赤穂市加里屋 8 1 番地）において道路使用許可書、
出店許可書、注意事項指示書を交付します。
- 現場確認 12 月 14 日（日）9：00～

5. この件に関する問い合わせ先

赤穂義士祭露店出店事務局（神戸新聞事業社姫路支社内）
〒670-0964 姫路市豊沢町 78（神戸新聞姫路本社内）
電話 079-285-2701
FAX 079-223-0066

※募集要項等に関する質問は、質問書様式にて FAX により
行ってください。（電話不可）